

特定非営利活動法人ホープ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ホープという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県河北郡内灘町千鳥台3丁目13番に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域及び地域住民に対して、環境保全活動と青少年教育を並行して推進しながら、世代間の交流の活性化や幅広い世代が愛を持って互いに助け合うコミュニティの形成を目指し、森林の管理保全に関する事業、自然災害等により被災された地域の復興支援と地域活性化に関する事業、並びに子どもの健全育成等に関する事業を行い、幅広い世代の人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 社会教育の推進を図る活動
- (8) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- i. 地域と家庭の教育力促進に関する情報誌発行事業
- ii. フリースクールや保育施設運営に関する支援事業
- iii. 高齢者及び障害者福祉サービス事業
- iv. 青少年を対象とするスポーツクラブ企画・運営事業
- v. 間伐・除伐などの森林保全活動事業
- vi. 災害復興に関わる諸事業への参加及び援助事業
- vii. 学童事業
- viii. こども食堂事業

- ix. カウンセリング事業
- x. ホームヘルパーサービス事業
- xi. 就労支援事業

(2) その他の事業

- i. 物品の斡旋及び販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び任意の団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者

の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(5) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集

の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）により総会に参加し、表決することができる。

4 第2項及び第3項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムにより理事会に参加し、表決することができる。
- 4 第2項及び第3項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前二項の規定に関わらず、理事全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり翌年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 1 以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|------|--------|
| 理事長 | 林 孝幸 |
| 副理事長 | 丹羽 正栄 |
| 理事 | 酒井 信也 |
| 理事 | 永井 仁志 |
| 理事 | 梶山 献一 |
| 理事 | 岡田 仰 |
| 理事 | 田中 深代 |
| 理事 | 吉田 靖雄 |
| 理事 | 森河 裕子 |
| 理事 | 近藤 邦夫 |
| 理事 | 渡邊 恵樹 |
| 監事 | 古玉 いづみ |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日か

ら令和7年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人 入会金：無料
年会費：無料
団体 入会金：5千円
年会費：2万円

(2) 賛助会員

個人 入会金：2千円
年会費：5千円
団体 入会金：5千円
年会費：1口5千円（但し2口以上）

役員名簿

特定非営利活動法人ホープ

| 役職名 | フリ 氏 名 | 住 所 又 は 居 所 | 報酬の有無 |
|------|--------------|-------------|-------|
| 理事長 | ハヤシ タカユキ | | 無 |
| 副理事長 | 丹羽 ヨシル | | 有 |
| 理事 | 岡田 ユウ | | 無 |
| 理事 | 梶山 ケンイチ | | 有 |
| 理事 | 近藤 ブニオ | | 無 |
| 理事 | 酒井 フヤ | | 無 |
| 理事 | 田中 淳代 | | 無 |
| 理事 | 永井 ヒト志 | | 無 |
| 理事 | 吉田 靖雄 | | 無 |
| 理事 | 渡邊 恵樹 | | 有 |
| 監事 | 古玉 いづみ | | 無 |

設立趣旨書

1 趣旨

日本財団が 2018 年末に公表した調査によると、「登校はするが教室には行かない」「教室に行っても他と違うことをする」といった「不登校傾向がある」子どもは、実際に長期欠席している子どもと別に約 33 万人いる。不登校の陰には、その 3 倍もの学校に馴染めない層が隠れることになる。同時に引きこもり、コミュニケーション不全のまま年齢を重ねている人々が増えている。今や、私たちの身近なところにもいる。将来を担う子ども達が、大切な学童期に引きこもり、その後世の中に出で貢献するチャンスを失うことは社会全体の悲しみである。不登校に悩む児童を受け入れ、彼らの健全育成を図ると共に、苦しんでおられるご家族に寄り添い励ましながら共に歩んでいく活動が必要である。

又、ほかにも若者や親による年配者や幼児への虐待が大きな問題となっている。こうした問題の一因に、核家族化と世代間交流の断絶がある。かつての日本では、子育てから老人の介護までを、家庭及び地域社会が協力して行い、様々な世代の人々が力と知恵を出し合い、互いに支え合って生活していた。しかし現代の日本では、世代間の交流が乏しく、社会の各構成員に真の社会性が育まれていないため、他の世代とどのように接したら良いのかという戸惑いすら見受けられる。

また、総務省が公表した 2020 年の国勢調査では、在日外国人の人口が過去最多の 274 万 7137 人となり、5 年前の前回調査に比べ 43.6% 増と大きく拡大した。増え国際化が進む日本社会の中で子ども達が早いうちから世界の公用語である英語に慣れ、円滑なコミュニケーションがとれるように訓練していくことは、彼らが将来世界で活躍し、世界に貢献していくためにも必要な課題と捉える。

ホープは、不登校に悩む児童の受け入れといった子どもの健全育成を図るフリースクールや子育てに孤立する母親のための支援活動や、さらに高齢者に対するイベントの企画や自宅訪問等の高齢者対象の活動を行い、地域の様々な世代の方々と交流を持ちたい。こうした活動に幅広い世代の方々が関わることで、世代間交流と互助の精神が広がっていくことを願う。

教育は、子供、若者に限らず全生涯、全年齢において取り組むことにより、豊かな人生と社会貢献を生み出す。老化を防ぐのみならず、あらたなる才能の開花へと繋がる。ホープはあらゆる人々に開かれた教育の場でありたい。世界で活躍するための英語教育にも重点を置きながら、人格形成を土台に、豊かで創造的な人生を全うするための場となること

を願う。

しかし、法的、財政的支援のない状態での運営は厳しい。安心して、自分の居場所を見出し、教育、支援を受け、社会へと繋がっていくという目的のためには公共性、公益性を持った団体である必要がある。

今回、法人として申請するに至ったのは、こうした活動を地域に定着させ、継続していくためは、社会的信用があり、理解、協力が得やすい NPO 法人格の取得が必要と考えたからである。NPO 法人格の取得により、周辺住民の方々やその他広く一般の方々が参加しやすくなり、さらに世代間の交流が広がっていくことを期待している。

また、法人化することによって、組織を発展、確立することができ、地域や行政からの要望などにも対応可能となり、地域社会の健全化に広く貢献できると考える。社会的責任を自覚しながら貢献していくものとしていきたい。

2. 申請に至るまでの経過

2017年10月 フリースクールや支援活動のビジョンが与えられ、賛同する人を探し始める。

2022年7月 日本各地のフリースクールや支援活動の見学の計画を始める。

2022年9月 日本各地のフリースクールや支援活動の見学をする。

2022年11月 特定非営利活動法人として活動していくことに方向性を決定し、設立総会に向け申請準備を開始。

2023年1月 設立総会開催。

2023年 1月 9日

特定非営利活動法人ホープ

設立代表者

住所又は居所

氏名 林孝幸

(印)

2023年度 事業計画書

法人成立の日から2023年12月31日まで

特定非営利活動法人ホープ

1 事業実施の方針

法人設立後、当面の間は子どもの健全育成のためのフリースクール運営を中心として行う。

フリースクールは、不登校児童生徒の社会や学校への積極的な参加を促進する。また、不登校児童生徒とその家族のための情報提供を広く行い、学習機会を得る児童生徒が一人でも増えるよう、貢献する。

フリースクールと地域の学校との連携を深めることを目指し、職員による公立学校訪問や教育委員会への働きかけを積極的に行う。

職員の発達障害に関する学びの機会を定期的に確保し、具体的なサポートの技術向上を目指す。

地域児童へ様々な学習機会を提供するため、夏休みの特別講座や放課後英会話スクールを実施する。また当法人への地域の認知度を高め、より多くの不登校等で悩む人に情報を提供するため、地域のイベント等への出演、出場、出品を積極的に行う。

地域社会に貢献し、連携を深めるために、ボランティア活動にも力を入れる。

スポーツ企画事業は、スポーツ・ふれあい・フェスティバルを行い、家族と一緒に様々なスポーツに親しめる機会を提供する。

こども食堂事業は、どんな境遇の子どもも未来に希望を抱いて笑顔で暮らせるために、子どもやその保護者および地域住民に対し、安価で栄養のある食事やあたたかなコミュニティーを提供する。

カウンセリング事業は、心のケア・カウンセリングを行い、悲しみや不安の中にいる人々に希望（ホープ）を与える。

ホームヘルパーサービス事業は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の自宅を訪問し、掃除・選択・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）を行う。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを行い人々に希望（ホープ）を与える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | 事業内容 | 実施予定期 | 実施予定期場所 | 従事者の予定期 | 受益対象者の範囲及び予定期 | 支出見込額(千円) |
|-----------------------|--|-------|----------|---------|---------------|-------------|
| i. 情報誌発行事業 | 実施予定期なし | | | | - | |
| ii. フリースクール・保育施設運営等事業 | 不登校児童、生徒等の学習支援および進学、自立支援 放課後の英会話スクール 夏休み等の特別講座イベント | 通年 | 本法人の事業所他 | 10人 | 利用児童生徒 20人 | 2,265 千円 |

| | | | | | | |
|---|--------------------|----------|------------------|-----|-------------|-------|
| iii. 高齢者 及び障害者 福祉サービ ス事業 | 実施予定なし | - | | | | |
| iv. スポー ツクラブ運 営・企画事 業 | スポーツ・ふれあい・フェスティバル | 年に 一回 | 石川県 | 20人 | 200人 | 0円 |
| v. 森林保 全活動事業 | 実施予定なし | - | | | | |
| vi. 災害復 興に関わる 諸事業への 参加及び援 助事業 | 実施予定なし | - | | | | |
| vii. 学童事 業 | 実施予定なし | - | | | | |
| viii. こども 食堂事業 | こども食堂の実施 フードバンク | 通年 | 石川県 | 3人 | 利用人数 50人 | 260千円 |
| ix. カウン セリング事 業 | 心のケア・カウンセリング | 通年 | 本法人 の事業 所地 | 5人 | 利用人数 5人 | 0円 |
| x. ホーム ヘルパーサ ービス事業 | 生活援助サービス 介助サービス | 通年 | 石川県 | 2人 | 利用人数 10人 | 0円 |
| xi. 就労支 援事業 | 実施予定なし | - | | | | |

(2) その他の事業

| 定款の 事業名 | 事　業　内　容 | 実施 予定 日時 | 実施 予定 場所 | 従事者 の予定 人数 | 支出見 込額 (千円) |
|------------------------|---------|----------------|----------------|------------------|-------------------|
| i. 物品の斡 旋及び販売事 業 | 実施予定なし | | | | - |

2024年度 事業計画書

2024年1月1日から2024年12月31日まで

特定非営利活動法人ホープ

1 事業実施の方針

前年度に引き続き、子どもの健全育成のためのフリースクール運営を中心として行う。

フリースクールは、不登校児童生徒の社会や学校への積極的な参加を促進する。また、不登校児童生徒とその家族のための情報提供を広く行い、学習機会を得る児童生徒が一人でも増えるよう、貢献する。

フリースクールと地域の学校との連携を深めることを目指し、職員による公立学校訪問や教育委員会への働きかけを積極的に行う。

職員の発達障害に関する学びの機会を定期的に確保し、具体的なサポートの技術向上を目指す。

地域児童へ様々な学習機会を提供するため、夏休みの特別講座や放課後英会話スクールを実施する。また当法人への地域の認知度を高め、より多くの不登校等で悩む人に情報を提供するため、地域のイベント等への出演、出場、出品を積極的に行う。

地域社会に貢献し、連携を深めるために、ボランティア活動にも力を入れる。

スポーツ企画事業は、スポーツ・ふれあい・フェスティバルを行い、家族と一緒に様々なスポーツに親しめる機会を提供する。

こども食堂事業は、どんな境遇の子どもも未来に希望を抱いて笑顔で暮らせるために、子どもやその保護者および地域住民に対し、安価で栄養のある食事やあたたかなコミュニティーを提供する。

カウンセリング事業は、心のケア・カウンセリングを行い、悲しみや不安の中にいる人々に希望（ホープ）を与える。

ホームヘルパーサービス事業は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の自宅を訪問し、掃除・選択・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）を行う。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを行い人々に希望（ホープ）を与える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の 事業名 | 事 業 内 容 | 実施 予定 日時 | 実施 予定 場所 | 従事者 の予定 人数 | 受益対象者 の範囲及び 予定人数 | 支出見込 額 (千円) |
|-----------------------------------|--|----------------|------------------|------------------|------------------------|-------------------|
| i. 情報誌 発行事業 | 実施予定なし | | | - | | |
| ii. フリー スクール・ 保育施設運 営等事業 | 不登校児童、生徒等の学習支援およ び進学、自立支援 放課後の英会話スクール 夏休み等の特別講座イベント | 通年 | 本法人 の事業 所他 | 15人 | 利用児童生 徒 25人 | 4,100 千円 |

| | | | | | | |
|---|--------------------|----------|------------------|-----|-------------|-------|
| iii. 高齢者 及び障害者 福祉サービ ス事業 | 実施予定なし | - | | | | |
| iv. スポー ツクラブ運 営・企画事 業 | スポーツ・ふれあい・フェスティバル | 年に 一回 | 石川県 | 20人 | 200人 | 0円 |
| v. 森林保 全活動事業 | 実施予定なし | - | | | | |
| vi. 災害復 興に関わる 諸事業への 参加及び援 助事業 | 実施予定なし | - | | | | |
| vii. 学童事 業 | 実施予定なし | - | | | | |
| viii. こども 食堂事業 | こども食堂の実施 フードバンク | 通年 | 石川県 | 4人 | 利用人数 70人 | 300千円 |
| ix. カウン セリング事 業 | 心のケア・カウンセリング | 通年 | 本法人 の事業 所地 | 5人 | 利用人数 5人 | 0円 |
| x. ホーム ヘルパーサ ービス事業 | 生活援助サービス 介助サービス | 通年 | 石川県 | 3人 | 利用人数 15人 | 0円 |
| xi. 就労支 援事業 | 実施予定なし | - | | | | |

(2) その他の事業

| 定款の 事業名 | 事　業　内　容 | 実施 予定 日時 | 実施 予定 場所 | 従事者 の予定 人数 | 支出見 込額 (千円) |
|------------------------|---------|----------------|----------------|------------------|-------------------|
| i. 物品の斡 旋及び販売事 業 | 実施予定なし | | | | |

2023年度 活動予算書
法人設立の日から2023年12月31日まで

特定非営利活動法人ホープ
(単位:円)

| 科目 | 金額 | | |
|-------------|-----------|--|-----------|
| I 経常収益 | | | |
| 1 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | 50,000 | | |
| 賛助会員受取会費 | 50,000 | | |
| 受取会費計 | 50,000 | | |
| 2 受取寄附金 | | | |
| 受取寄附金 | 1,150,000 | | |
| 受取寄付金計 | 1,150,000 | | |
| 3 受取助成金等 | | | |
| 受取民間助成金 | - | | |
| 受取助成金等計 | - | | |
| 4 事業収益 | | | |
| こども食堂事業収益 | 150,000 | | |
| フリースクール事業収益 | 1,270,000 | | |
| 事業収益計 | 1,420,000 | | |
| 5 その他収益 | | | |
| 受取利息 | - | | |
| 雑収益 | 20,000 | | |
| 経常収益計 | 20,000 | | |
| II 経常費用 | | | |
| 1 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給与手当 (事業) | 1,450,000 | | |
| 活動費 (事業) | 200,000 | | |
| 法定福利費 (事業) | - | | |
| 福利厚生費 (事業) | - | | |
| 人件費計 | 1,650,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 (事業) | 20,000 | | |
| 消耗品 (事業) | 20,000 | | |
| 実習費 (事業) | 20,000 | | |
| 旅費交通費 (事業) | 35,000 | | |
| 教材費 (事業) | 200,000 | | |
| 事務用品費 (事業) | 30,000 | | |
| 給食費 (事業) | 150,000 | | |
| 食費 (事業) | 150,000 | | |
| 水道光熱費 (事業) | 160,000 | | |
| 保険料 (事業) | 30,000 | | |
| 研修費 | 40,000 | | |
| 支払寄付金 | - | | |
| 雑費 (事業) | 20,000 | | |
| その他経費計 | 875,000 | | |
| 事業費計 | 2,525,000 | | |
| 2 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 人件費計 | - | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 旅費交通費 | 30,000 | | |
| 通信運搬費 | 20,000 | | |
| 事務用品費 | 20,000 | | |
| 広告宣伝費 | 20,000 | | |
| 接待交際費 | 15,000 | | |
| 雑費 | 10,000 | | |
| その他経費計 | 115,000 | | |
| 管理費計 | 115,000 | | |
| 経常費用計 | | | |
| 当期経常増減額 | | | 2,640,000 |
| III 経常外収益 | | | 0 |
| 経常外収益計 | | | 0 |
| IV 経常外費用 | | | 0 |
| 経常外費用計 | | | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | | 0 |
| 設立時正味財産額 | | | 0 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 0 |

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

2024年度 活動予算書
2024年1月1日から2024年12月31日まで

特定非営利活動法人ホープ
(単位:円)

| 科目 | 金額 | | |
|------------------|-----------|--|--|
| I 経常収益 | | | |
| 1 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | 150,000 | | |
| 賛助会員受取会費 | 150,000 | | |
| 受取会費計 | 150,000 | | |
| 2 受取寄附金 | | | |
| 受取寄附金 | 1,450,000 | | |
| 受取寄付金計 | 1,450,000 | | |
| 3 受取助成金等 | | | |
| 受取民間助成金 | - | | |
| 受取助成金等計 | - | | |
| 4 事業収益 | | | |
| こども食堂事業収益 | 940,000 | | |
| フリースクール事業収益 | 1,950,000 | | |
| 事業収益計 | 2,890,000 | | |
| 5 その他収益 | | | |
| 受取利息 | - | | |
| 雑収益 | 20,000 | | |
| 経常収益計 | 20,000 | | |
| II 経常費用 | | | |
| 1 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給与手当 (事業) | 1,450,000 | | |
| 活動費 (事業) | 1,050,000 | | |
| 法定福利費 (事業) | - | | |
| 福利厚生費 (事業) | - | | |
| 人件費計 | 2,500,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 (事業) | 20,000 | | |
| 消耗品 (事業) | 100,000 | | |
| 実習費 (事業) | 20,000 | | |
| 旅費交通費 (事業) | 100,000 | | |
| 教材費 (事業) | 600,000 | | |
| 事務用品費 (事業) | 120,000 | | |
| 給食費 (事業) | 500,000 | | |
| 食費 (事業) | 170,000 | | |
| 水道光熱費 (事業) | 175,000 | | |
| 保険料 (事業) | 30,000 | | |
| 研修費 | 40,000 | | |
| 支払寄付金 | - | | |
| 雑費 (事業) | 20,000 | | |
| その他経費計 | 1,895,000 | | |
| 事業費計 | 4,395,000 | | |
| 2 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 人件費計 | - | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 旅費交通費 | 30,000 | | |
| 通信運搬費 | 20,000 | | |
| 事務用品費 | 20,000 | | |
| 広告宣伝費 | 20,000 | | |
| 接待交際費 | 15,000 | | |
| 雑費 | 10,000 | | |
| その他経費計 | 115,000 | | |
| 管理費計 | 115,000 | | |
| 経常費用計 | 4,510,000 | | |
| 当期経常増減額 | 0 | | |
| III 経常外収益 | | | |
| 経常外収益計 | 0 | | |
| IV 経常外費用 | | | |
| 経常外費用計 | 0 | | |
| 当期正味財産増減額 | 0 | | |
| 前期繰越正味財産額 | 0 | | |
| 次期繰越正味財産額 | 0 | | |

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。